国立大学法人電気通信大学永年勤続者表彰の実施に関する取扱要項

制定 平成16年4月1日要項第8号 最終改正 令和4年10月12日要項第12号

- 第1条 国立大学法人電気通信大学永年勤続者表彰規程(以下「規程」という。)第10条の 規定に基づき、永年勤続者表彰の実施に関する取扱いを次のとおり定めるものとする。
- 第2条 規程第2条本文の「勤務成績が良好である」とは、その既往の勤続期間中における 当該職員の勤務評定の内容、休職の有無・事由・期間、懲戒処分の有無・内容・回数、そ の他を考慮して、永年勤続の表彰を受けるに価する勤務成績であると認められる状態を いう。ただし、役員として在職した期間については、勤務成績の判断は行わないこととす る。
- 第3条 規程第2条の「勤続期間」には、次に掲げる期間を含む。
 - (1) 国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。) の役員としての在職期間
 - (2) 本学の契約職員等として常勤的勤務を行った在職期間
- 第4条 規程第2条第1号の「国立大学法人等」との在職期間の通算は、職員が学長の要請に応じ、国立大学法人等の職員となるため退職し、かつ引き続いて当該国立大学法人等で勤務した場合、又は国立大学法人等の職員が当該国立大学法人等の長の要請に応じ、本学の職員となるため退職し、かつ引き続いて本学で勤務した場合等に行うものとする。
- 第5条 規程第2条第3号の規定については、業務上の傷病若しくは死亡により退職した 者及びその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者等で、勤続期間が2年未満 不足の者、その他特にこれに準ずるものと学長が認めたものをいう。
- 第6条 規程第4条第2項に規定する記念品は、贈呈するものとする。
- 第7条 規程第6条に規定する勤続期間の計算については、月数によることとし、採用された日が月の末日である場合、又は退職の日が月の初日である場合においては、その1日は1月として計算する。
- 第8条 規程第7条の勤続期間の除算については、除算期間に該当する期間が1日以上ある月は1月として除算する。なお、懲戒処分による減給、出勤停止又は停職にかかる除算は、当該減給、出勤停止又は停職の期間のみについてなされるものであって、それ以前の既往の在職期間に影響を及ばすものではない。
- 第9条 職員が引き続き本学の役員となった場合又は役員から引き続き職員となった場合 は、最終の退職時に当該引き続く勤続期間を通算して表彰を行うものとする。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月15日要項第29号)

この要項は、平成23年2月15日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日要項第4号)

この要項は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (令和3年9月13日要項第3号) この要項は、令和3年9月13日から施行する。

附 則 (令和4年10月12日要項第12号) この要項は、令和4年10月12日から施行する。